

新(H27.4)

別紙-1

工事成績採点表の考查項目別運用表

考査項目	細別	担当係長(監督員)				
		a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制一般	<input type="checkbox"/> [評価対象項目] <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工計画書を、工事着手前に提出している。 <input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 <input type="checkbox"/> 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 <input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 <input type="checkbox"/> 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 <input type="checkbox"/> 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 <input type="checkbox"/> 工事実績データの登録は、監督員の確認を受けた上で、受注時、登録内容の変更時、完成時にはそれぞれ10日以内に、訂正時には速やかに行われている。 <input type="checkbox"/> 建設業退職金共済組合に加入し、証紙の購入・配布が適切に行われていることが共済証紙受払簿等により適切に管理されている。 <input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。 <input type="checkbox"/> その他（理由） _____ <p>●判断基準 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上90%未満…………… b 評価値が80%未満…………… c</p> <p style="text-align: center;">_____ / _____ = _____ %</p> <p>※ 下請代金総額が3,000万円(建築4,500万円)以上となる工事において、受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した場合(往)、下記の「社会保険等未加入業者との下請契約締結」欄をチェックし施工体制一般の評価を1ランク下げる。 (注)発注者が特別の事情を有しないと認めた場合、又は特別の事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかつた場合</p> <p><input type="checkbox"/> 社会保険等未加入業者との下請契約締結</p>				

別紙-1

工事成績採点表の考查項目別運用表

考査項目	細別	担当係長(監督員)				
		a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制一般	<input type="checkbox"/> [評価対象項目] <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工計画書を、工事着手前に提出している。 <input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 <input type="checkbox"/> 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 <input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 <input type="checkbox"/> 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 <input type="checkbox"/> 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 <input type="checkbox"/> 工事実績データの登録は、監督員の確認を受けた上で、受注時、登録内容の変更時、完成時にはそれぞれ10日以内に、訂正時には速やかに行われている。 <input type="checkbox"/> 建設業退職金共済組合に加入し、証紙の購入・配布が適切に行われていることが共済証紙受払簿等により適切に管理されている。 <input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。 <input type="checkbox"/> その他（理由） _____ <p>●判断基準 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上90%未満…………… b 評価値が80%未満…………… c</p> <p style="text-align: center;">_____ / _____ = _____ %</p>				

工事成績採点表の考査項目別運用表

(担当課長)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
	措置内容	点数
<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点	
<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点	
<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点	
<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点	
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	-8点	
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	-5点	
<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件、もしい事故や交通事故は含まない。)	-3点	
<input type="checkbox"/> 8. その他 (理由:)	- 点	

① 本考査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
 ④ 総合評価落札方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかった場合は、「8.その他」の項目で減する措置を行う。(任意点数)

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
- 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3. 使用人にに関する労働条件に問題があつて送検された。
- 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
- 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業合会等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13. 下請に暴力団関係企業があつていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
- 15. 現場内事故報告義務違反等の契約約款、仕様書等に違反する事実が判明した。
- 16. 総合評価落札方式施工計画型による入札において提出した施工計画の記載内容どおりの履行がなされていなかつた。
- 17. 下請代金総額が3,000万円(建築4,500万円)以上となる工事において、受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した。(発注者が特別の事情を有しないと認めた場合、又は特別の事情を有すると認めた場合で、受注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかつた場合)

工事成績採点表の考査項目別運用表

(担当課長)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
	措置内容	点数
<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点	
<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点	
<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点	
<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点	
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	-8点	
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	-5点	
<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件、もしい事故や交通事故は含まない。)	-3点	
<input type="checkbox"/> 8. その他 (理由:)	- 点	

① 本考査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
 ④ 総合評価落札方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかつた場合は、「8.その他」の項目で減する措置を行う。(任意点数)

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
- 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3. 使用人にに関する労働条件に問題があつて送検された。
- 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
- 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業合会等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13. 下請に暴力団関係企業があつていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
- 15. 現場内事故報告義務違反等の契約約款、仕様書等に違反する事実が判明した。
- 16. 総合評価落札方式施工計画型による入札において提出した施工計画の記載内容どおりの履行がなされていなかつた。